

○育児休業等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、職員の育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児のための時間外労働および深夜労働の制限並びに育児短時間労働等に関する取扱いについて定めたものである。

(育児休業の対象者)

第2条 育児のために休業することを希望する職員であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、臨時職員、パートタイム職員にあっては、次項に定める者に限り、育児休業をすることができる。

2 育児休業ができる臨時職員、パートタイム職員は、申出時点において、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 勤続期間が1年以上であること。
- (2) 子が1歳に達する日を超えて雇用関係が継続することが見込まれること。
- (3) 子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

3 配偶者が、職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、その職員は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間で、誕生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6ヶ月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。

- (1) 職員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること
- (2) 次のいずれかの事情があること
 - ① 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ② 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(育児休業の申出の手続等)

第3条 育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1ヶ月前（第2条第4項に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前）までに育児休業申出書（様式1）を本会に提

出すことにより申し出るものとする。

なお、育児休業中の臨時職員、パートタイム職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。ただし、産後休業をしていない職員が、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申出にカウントしない。

(1) 第2条第1項に基づく休業をした者が同条第4項に基づく休業の申出をしようとする場合又は本条第1項後段の申出をしようとする場合

(2) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合

3 本会は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。

4 育児休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下この章において「申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書（様式2）を交付する。

5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後2週間以内に本会に育児休業対象児出生届（様式3）を提出しなければならない。

（育児休業の申出の撤回等）

第4条 申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届（様式4）を本会に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

2 育児休業申出撤回届が提出されたときは、本会は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

3 育児休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項に基づく休業の申出をすることができる。

4 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

（育児休業の期間等）

第5条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで（第2条第3項および第4項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

2 前項にかかわらず、本会は、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働

者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

- 3 職員は、育児休業期間変更申出書（様式5）により本会に、育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の1ヶ月前（第2条第4項に基づく休業をしている場合は、2週間前）までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

育児休業開始予定日の繰り上げ変更および育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として1回に限り行うことができるが、第2条第4項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6ヶ月に達するまでの期間内で、一回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

- 4 育児休業期間変更申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

- (1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合

当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、本会と本人が話し合いの上決定した日とする。）

- (2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等

子が1歳に達した日（第2条第3項に基づく休業の場合を除く。第2条第4項に基づく休業の場合は、子が1歳6ヶ月に達した日）

- (3) 申出者について、産前・産後休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合

産前・産後休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日

- (4) 第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年に達した場合

当該1年に達した日

- 6 前項第1号の事由が生じた場合には、申出者は、原則として当該事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。

（子の看護休暇）

- 第6条** 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、職員就業規程第27条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、

子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- 2 子の看護休暇は、時間単位で取得することができる。
- 3 取得しようとする者は、原則として、事前に子の看護休暇申出書（様式9）により本会に申し出るものとする。
- 4 賃金、賞与、定期昇給および退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

（育児のための所定外労働の免除）

第7条 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために申し出た場合には、会務の正常な運営に支障がある場合を除き、所定勤務時間を超えて労働をさせることはできない。

- 2 申出をしようとする者は、1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間（以下この条において「免除期間」という。）について、免除を開始しようとする日（以下この条において「免除開始予定日」という。）および免除を終了しようとする日を明らかにして、原則として、免除開始予定日の1ヶ月前までに、育児のための所定外労働免除申出書（様式6）を本会に提出するものとする。この場合において、免除期間は、次条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
- 3 本会は、所定外労働免除申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。
- 4 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、所定外労働免除申出書を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後2週間以内に本会に所定外労働免除対象児出生届（様式3）を提出しなければならない。
- 5 免除開始予定日の前日までに、申出に係る子の死亡等により申出者が子を養育しないこととなった場合には、申出はなされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。
- 6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、当該免除期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子の死亡等免除に係る子を養育しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 免除に係る子が3歳に達した場合
当該3歳に達した日
 - (3) 申出者について、産前・産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 7 前項第1号の事由が生じた場合には、申出者は、原則として当該事由が生じた日

に、本会にその旨を通知しなければならない。

(育児のための時間外労働の制限)

第8条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子を養育するために申し出た場合には、職員就業規程第38条の規定および時間外労働に関する協定にかかわらず、会務の正常な運営に支障がある場合を除き、1ヶ月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはできない。

2 前項にかかわらず、次の(1)から(2)のいずれかに該当する職員からの時間外労働の制限の申出は拒むことができる。

- (1) 勤続期間が1年未満の職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 申出をしようとする者は、1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1ヶ月前までに、育児のための時間外労働制限申出書（様式7）を本会に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条第2項に規定する免除期間と重複しないようにしなければならない。

4 本会は、時間外労働制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。

5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、時間外労働制限申出書を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後2週間以内に本会に時間外労働制限対象児出生届（様式3）を提出しなければならない。

6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が子を養育しないこととなった場合には、申出はなされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

- (1) 家族の死亡等制限に係る子を養育しないこととなった場合
当該事由が発生した日
- (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
- (3) 申出者について、産前・産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日

8 前項第1号の事由が生じた場合には、申出者は、原則として当該事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。

(育児のための深夜労働の制限)

第9条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子を養育するために申し出た場合には、職員就業規程第38条の規定にかかわらず、会務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に労働させることはできない。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの深夜労働の制限の申出は拒むことができる。

(1) 勤続期間が1年未満の職員

(2) 16歳以上の同居の家族が、次のいずれにも該当する職員

① 深夜において就業していない者(1ヶ月について深夜における就業が3日以下の者を含む。)であること。

② 心身の状況が申出に係る子の保育をすることができる者であること。

③ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること。

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 申出をしようとする者は、1回につき、1ヶ月以上6ヶ月以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1ヶ月前までに、育児のための深夜労働制限申出書(様式8)を本会に提出するものとする。

4 本会は、深夜労働制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。

5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、深夜労働制限申出書を提出した者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に本会に深夜労働制限対象児出生届(様式3)を提出しなければならない。

6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が子を養育しないこととなった場合には、申出はなされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 家族の死亡等制限に係る子を養育しないこととなった場合
当該事由が発生した日

(2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日

- (3) 申出者について、産前・産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 8 前項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、
本会にその旨を通知しなければならない。
- 9 制限期間中の賃金については、別途定める職員賃金規程に基づく基本給を時間換
算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当の全額を支給する。

(育児短時間労働)

第10条 3歳に満たない子を養育する職員は、申し出ることにより、職員就業規程第23
条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午前12時から午後
1時までの1時間とする。）の6時間とする（1歳に満たない子を育てる女性職員は
更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。）。

- 2 前項にかかわらず、1日の所定労働時間が6時間以下である職員からの育児短時
間労働の申出は拒むことができる。
- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間について、短
縮を開始しようとする日および短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則と
して、短縮開始予定日の1ヶ月前までに、育児短時間労働申出書（様式10）に
より本会に申し出なければならない。

申出書が提出されたときは、本会は速やかに申出者に対し、育児短時間労働取扱
通知書（様式11）を交付する。その他適用のための手続等については、第3条か
ら第5条までの規定（第3条第2項および第4条第3項を除く。）を準用する。

- 4 本制度の適用を受ける間の賃金については、別途定める職員賃金規程に基づく基
本給を時間換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当の全額を支給
する。
- 5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合にお
いては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。
- 6 定期昇給および退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の
労働をしているものとみなす。

(賃金等の取扱い)

第11条 育児休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる賃金は支給しない。

- 2 賞与については、その算定対象期間に育児休業をした期間が含まれる場合には、
出勤日数により日割りで計算した額を支給する。
- 3 定期昇給は、育児休業の期間中は行わないものとし、育児休業期間中に定期昇給
日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。

- 4 退職金の算定に当たっては、育児休業をした期間を労働したものとして勤続年数を計算するものとする。

(復職後の労働)

第12条 育児休業後の労働は、原則として、休業直前の部署および職務とする。

- 2 前項にかかわらず、本人の希望がある場合および組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署および職務の変更を行うことができる。この場合は、育児休業終了予定日の1ヶ月前までに正式に決定し通知する。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児休業をした日並びに子の看護休暇を取得した日は出勤したものとみなす。

(法令との関係)

第14条 育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児のための時間外労働および深夜労働の制限並びに育児短時間労働等に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年7月1日より施行する。

(平成24年6月23日理事会承認)

附則

(施行期日)

- 1 この規程の改正は、平成29年3月18日(理事会承認の日)より効力を生ずる。

様式 1

育児休業申出書

山形県司法書士会

会 長

殿

[申出日]平成 年 月 日

氏 名

私は、育児休業等に関する規程第3条第1項に基づき、下記のとおり育児休業の申出をします。

記

1 休業に係る子の状況	(1) 氏 名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	平成 年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 休業の期間	平成 年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 平成 年 月 日)	
4 申出に係る状況	(1) 1歳までの育児休業の場合は休業開始予定日の1か月前、1歳を超えての休業の場合は2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 []
	(2) 1の子について育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある→再度申出の理由 []
	(3) 1の子について育児休業をしたことが ※ 1歳を超えての休業の場合は記入の必要はありません	ない・ある 再度休業の理由 []
	(4) 配偶者も育児休業をしており、規程に基づき1歳を超えて休業しようとする場合	配偶者の休業開始(予定)日 平成 年 月 日
	(5) (4)以外で1歳を超えての休業の申出の場合	休業が必要な理由 []
	(6) 1歳を超えての育児休業の申出の場合で申出者が育児休業中でない場合	配偶者が休業 している・していない

(注) 臨時職員、パートタイム職員が「育児・介護休業等に関する規程」第3条第1項なお書きの申出をする場合は、3のみの記入で足りません。

様式 2

育児休業取扱通知書

殿

平成 年 月 日

山形県司法書士会
会 長

あなたから平成 年 月 日に育児休業の〔申出・期間変更の申出・申出の撤回〕がありました。育児休業等に関する規程に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

1 休業の期間等	<p>(1) 適正な申出がされていましてので申出どおり平成 年 月 日から平成 年 月 日まで休業してください。職場復帰予定日は、平成 年 月 日です。</p> <p>(2) 申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を平成 年 月 日にしてください。</p> <p>(3) あなたは以下の理由により休業の対象者でないので休業することはできません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> </div> <p>(4) あなたが平成 年 月 日にした休業申出は撤回されました。</p>
2 休業期間中の取扱い等	<p>(1) 休業期間中については給与を支払いません。</p> <p>(2) 所属はそのままとします。</p> <p>(3) あなたの社会保険料は免除されます。</p> <p>(4) 税については市区町村より直接納税通知書が届きますので、それに従って支払ってください。</p>
3 休業後の労働条件	<p>(1) 休業後のあなたの基本給は、 級 号 円です。</p> <p>(2) 平成 年 月の賞与については算定対象期間に 日の出勤日がありますので、出勤日数により日割りで計算した額を支給します。</p> <p>(3) 退職金の算定に当たっては、休業期間を労働したものとみなして勤続年数を計算します。</p> <p>(4) 復職後は原則として 部で休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了1か月前までに正式に決定し通知します。</p> <p>(5) あなたの 年度の有給休暇はあと 日ありますので、これから休業期間を除き平成 年 月 日までの間に消化してください。 次年度の有給休暇は、今後 日以上欠勤がなければ、繰り越し分を除いて 日の有給休暇を請求できます。</p>
4 その他	<p>(1) お子さんを養育しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に総務部長あて電話連絡をしてください。この場合の休業終了後の出勤日については、事由発生後2週間以内の日を本会と話し合って決定していただきます。</p>

(注) 上記のうち、1 (1)から(4)までの事項は事業主の義務となっている部分、それ以外の事項は努力義務となっている部分です。

様式 3

〔育児休業・育児のための所定外労働免除・
育児のための時間外労働制限・育児のための深夜労働制限・
育児短時間労働〕対象児出生届

山形県司法書士会

会 長

殿

[申出日]平成 年 月 日

氏 名

私は、平成 年 月 日に行った〔育児休業の申出・所定外労働免除の申出・時間外労働制限の申出・深夜労働制限の申出・育児短時間労働の申出〕において出生していなかった〔育児休業・所定外労働免除・時間外労働制限・深夜労働制限・育児短時間労働〕に係る子が出生しましたので、育児休業等に関する規程に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 出生した子の氏名

2 出生の年月日

様式 4

育児休業申出撤回届

山形県司法書士会
会 長

殿

[申出日]平成 年 月 日

氏 名

私は、育児休業等に関する規程第 4 条第 1 項に基づき、平成 年 月 日に行った育児休業の申出を撤回します。

様式 5

育児休業期間変更申出書

山形県司法書士会
会 長

殿

[申出日]平成 年 月 日

氏 名

私は、育児休業等に関する規程第5条第3項に基づき、平成 年 月 日に行った育児休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における休業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
2 当初の申出に対する本会の対応	休業開始予定日の指定 ・ 有 → 指定後の休業開始予定日 平成 年 月 日 ・ 無
3 変更の内容	(1) 休業〔開始・終了〕予定日の変更 (2) 変更後の休業〔開始・終了〕予定日 平成 年 月 日
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	

(注) 1歳以降に開始する育児休業に関しては休業開始予定日の変更はできません。

様式 6

育児のための所定外労働免除申出書

山形県司法書士会
会 長

殿

[申出日]平成 年 月 日

氏 名

私は、育児休業等に関する規程第7条第2項に基づき、下記のとおり育児のための所定外労働の免除の申出をします。

記

1 申出に係る家族の状況	氏 名	
	生 年 月 日	
	本人との続柄	
	養子縁組の場合の 縁組成立年月日	
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	氏 名	
	出 産 予 定 日	
	本人との続柄	
3 免除の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
4 申出にかかる状況	免除開始予定日の1ヶ月前に申出ている・いない →申出が遅れた理由 []	

様式 7

育児のための時間外労働制限申出書

山形県司法書士会
会 長

殿

[申出日] 平成 年 月 日

氏 名

私は、育児休業等に関する規程第8条第3項に基づき、下記のとおり育児のための時間外労働の制限の申出をします。

記

1 申出に係る家族の状況	氏 名	
	生 年 月 日	
	本人との続柄	
	養子縁組の場合の 縁組成立年月日	
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	氏 名	
	出 産 予 定 日	
	本人との続柄	
3 制限の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
4 申出にかかる状況	制限開始予定日の1ヶ月前に申出て いる ・ いない → 申出が遅れた理由 []	

様式 8

育児のための深夜労働制限申出書

山形県司法書士会
会 長

殿

[申出日]平成 年 月 日

氏 名

私は、育児休業等に関する規程第9条第3項に基づき、下記のとおり育児のための深夜労働の制限の申出をします。

記

1 申出に係る家族の状況	氏 名	
	生 年 月 日	
	本人との続柄	
	養子縁組の場合の 縁組成立年月日	
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	氏 名	
	出 産 予 定 日	
	本人との続柄	
3 制限の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
4 申出にかかる状況	(1) 制限開始予定日の1ヶ月前に申出ている ・ いない → 申出が遅れた理由 [] (2) 常態として1の子を保育できる16歳以上の同居の親族がいる ・ いない	

様式 9

子の看護休暇申出書

山形県司法書士会
会 長

殿

[申出日]平成 年 月 日

氏 名

私は、育児休業等に関する規程第6条第3項に基づき、下記のとおり子の看護休暇の申出をします。

記

1 申出に係る家族 の状況	氏 名	
	生 年 月 日	
2 申出理由		
3 申出する日	平成 年 月 日	
4 備 考	取得済日数	日
	今回申出日数	日
	残日数	日

(注1) 当日、電話などで申し出た場合は、出勤後すみやかに提出してください。

3については、複数の日を一括して申し出る場合には、申し出る日すべて記入してください。

(注2) 子の看護休暇の場合、取得できる日数は、小学校就学前の子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。

様式10

育児短時間労働申出書

山形県司法書士会
会 長

殿

[申出日] 平成 年 月 日

氏 名

私は、育児休業等に関する規程第10条第3項に基づき、下記のとおり育児短時間労働の申出をします。

記

1 申出に係る家族の状況	氏 名	
	生 年 月 日	
	本人との続柄	
	養子縁組の場合の 縁組成立年月日	
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	氏 名	
	出 産 予 定 日	
	本人との続柄	
3 制限の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
4 申出にかかる状況	(1) 短時間労働開始予定日の1ヶ月前に申出ている ・ いない →申出が遅れた理由 [] (2) 1の子について短時間労働の申出を撤回したことがある ・ ない →再度の申出の理由 []	

様式 1 1

育児短時間労働取扱通知書

殿

平成 年 月 日

山形県司法書士会
会長

あなたから平成 年 月 日に育児短時間労働の申出がありました。育児休業等に関する規程第10条第3項に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

<p>1 短時間勤務の期間等</p>	<p>・適正な申出がされていたので申出どおり平成 年 月 日から平成 年 月 日まで短時間労働をしてください。</p> <p>・申し出た期日が遅かったので短時間労働を開始する日を平成 年 月 日にしてください。</p> <p>〔あなたは以下の理由により対象者でないので短時間労働をすることはできません。〕</p>
<p>2 短時間勤務期間の取扱い等</p>	<p>(1) 短時間労働中の労働時間は次のとおりとなります。 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 休憩時間（ 時 分～ 時 分（ 分））</p> <p>(2) （産後1年以内の女性従業員の場合）上記の他、育児時間1日2回30分の請求ができます。</p> <p>(3) 短時間労働中は原則として所定時間外労働は行わせません。</p> <p>(4) 短時間労働中の賃金は次のとおりとなります。 1 基本賃金 2 諸手当の額又は計算方法</p> <p>(5) 賞与及び退職金の算定に当たっては、短時間労働期間中も通常労働をしたものとみなして計算します。</p>
<p>3 その他</p>	<p>お子さんを養育しなくなる等あなたの労働に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に総務部長あて電話連絡をしてください。この場合の通常労働の開始日については、事由発生後2週間以内の日を本会と話し合っ決定していただきます。</p>